

7 盛 管 号 外
令和8年2月5日

見積参加希望者様
(盛岡市内に本社を有する「広告・宣伝」の有資格者)

盛岡市長 内 館 茂

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

- (1) 件 名 令和8年度盛岡市本庁舎等広告掲載役務請負
(2) 仕 様 令和8年度盛岡市本庁舎等広告掲載役務請負募集要項並びに盛岡市広告掲載要綱、
盛岡市広告掲載基準、盛岡市庁舎広告掲載取扱要領、盛岡市公用車広告掲載取扱要
領及び盛岡市業務用端末広告掲載取扱要領に定めるとおり。
(3) 履行場所 盛岡市総務部管財課及び情報企画課
(4) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 募集要項等の資料は、市ホームページから確認すること。

<https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/1021308/1055505.html>

2 契約条項を示す場所

盛岡市総務部管財課

3 見積書提出の日時及び場所

- (1) 令和8年2月18日（水）午前9時から正午まで
(2) 盛岡市役所本庁舎本館4階 管財課 執行即時開封

4 見積書の提出方法

見積書は、3(1)の日時に3(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。

郵便による見積は、認めない。

参加を希望しない場合、辞退届の提出は不要。

5 契約書作成の要否

要 役務請負契約書による。

6 その他

(1) 見積回数

1回とする。（ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。）

(2) 見積書

見積書は心得第7第1項によるものとし 一括総額 で作成すること。決定も 一括総額 と
する。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を
加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者で
あるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書

に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第9に該当する見積は無効とする。

(4) 本件は、令和8年度予算につき今回は見積徵取までとし、契約締結は4月1日以降とする。

ただし、契約締結日に指名停止中の者については、契約を締結できない場合がある。

(5) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様等に関する事項についての質問は、令和8年2月13日(金)正午までに電子メールにより管財課あて提出すること。回答は、市ホームページで令和8年2月16日(月)までに回答する。

電子メールアドレス kanzai@city.morioka.iwate.jp

盛岡市総務部管財課 Tel 019-601-6733、Fax 019-622-6211